

矢巾町上下水道課民間企業派遣社員募集要項

1 募集概要

矢巾町では、人口減少社会の進展、上下水道施設の老朽化への対応及び持続可能な事業運営の確保等の課題に対応するため、上下水道事業の体制強化を図っている。これらの課題に的確に対応するためには、専門的知識及び実務経験を有する人材の確保と技術力の向上が重要であることから、民間企業の専門的知見及び技術力を活用し、事業運営の高度化及び効率化を図ることを目的として、民間企業からの派遣社員の受入れを行うものである。本募集は、上下水道事業の安定的かつ持続可能な運営体制の構築に資する人材の派遣を求めるものである。なお、派遣企業の選定後、本町と派遣企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本事項について協定を締結したうえで、派遣企業は本町に社員を派遣し、派遣される社員は（以下「派遣社員」という。）は、本町の上下水道事業に関する業務に従事するものとする。

2 募集内容

上下水道事業に関する業務支援として、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 給排水設備に係る窓口業務支援
- (2) 上下水道事業の経営管理、資産管理及び財務関連業務の支援
- (3) 事業計画及び各種統計資料の作成支援
- (4) 技術継承及び職員の能力向上に資する助言及び支援
- (5) その他上下水道事業の円滑な運営に必要な業務支援

3 募集人員

1人（審査により決定する。ただし、審査の結果、該当なしとする場合がある。）

4 勤務地

矢巾町上下水道課（岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地）とする。なお、必要に応じて町内施設等での業務に従事する場合がある。

5 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

なお、派遣期間の協定は単年度業務の進捗状況及び事業運営上の必要性に応じて、派遣元企業との協議により期間を延長する場合がある。

6 派遣要件

派遣元企業は、派遣社員の適正な雇用管理を行い、業務遂行に必要な能力及び経験を有す

る者を派遣すること。なお、派遣社員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 給水装置工事主任技術者の資格を有すること。
- (2) 排水設備工事責任技術者の資格を有すること。
- (3) 日本商工会議所主催簿記検定試験3級以上の資格を有すること。
- (4) 上下水道事業に関連する業務に10年以上の実務経験があること。

7 服務及び指揮監督

派遣社員は、本町の指揮監督のもと業務を行うものとし、本町の服務規律を遵守する。ただし、身分及び雇用関係は派遣企業に属するものとする。

8 派遣形態

派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となり、給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は派遣企業の規定によるものとし、その他の条件については協議の上決定する。

9 就業条件

勤務時間は原則として矢巾町職員の勤務時間に準ずる。休日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始とする。その他の条件については協議の上決定する。

10 費用負担

派遣に要する費用については、派遣元企業との契約に基づき矢巾町が負担する。

11 守秘義務

派遣社員及び派遣元企業は、業務上知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

12 利益相反の禁止

派遣元企業及び派遣社員は、本町の上下水道事業に関連する業務において利益相反となる行為を行ってはならない。

13 損害賠償

派遣社員の故意又は重大な過失により損害が生じた場合の責任については、派遣元企業との協定に定める。

14 労働安全衛生

派遣社員の安全衛生管理については、本町の関係規程に従うものとする。

15 契約の解除等

派遣社員が業務遂行に著しく支障があると認められる場合又は契約内容に違反した場合は、派遣の停止又は契約の解除を行うことができる。

16 募集期間

募集開始から令和8年3月5日までとする。

17 応募方法

応募に必要な書類は次の通りである。郵送又は電子メールにて提出すること。

- (1) 申出書（別添様式1）
- (2) 派遣企業の概要がわかる書類（任意の様式）
- (3) 派遣社員の職務経歴書（任意の様式）

18 応募後の流れ

提出書類の内容及び面談により審査し、派遣企業を決定する。決定後、派遣企業と派遣要件、費用負担等について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成する。本町と派遣企業で双方合意のうえ協定を締結し派遣業務を開始する。

19 応募資格要件

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(2) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。

(3) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

20 留意事項

(1) 募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とする。

(2) 提出された申出書等の書類は返却しない。

(3) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しない。

(4) 審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとする。

(5) 協定書には、本派遣事業にて作成いただいた成果物等について、著作権は矢巾町に帰属する旨の条文を記載する予定である。

(6) 派遣事業者決定後に、令和8年度当初予算にて、本事業の予算が可決されなかった

場合には、事業が遂行できないことから決定は無効となり、協定の締結ができない場合がある。